

令和元年 9 月 2 日
経営支援課 金融担当
担当者 高木・横町
内線 2123 直通 0952-25-7093
E-mail: keieishien@pref.saga.lg.jp

令和元年 8 月 28 日に発生した豪雨災害に伴う 金融支援について

令和元年 8 月 28 日に発生した豪雨災害で被害に遭われた中小企業・小規模企業者の方々の資金繰りの円滑化を図るため、県制度金融に「令和元年 8 月豪雨災害復旧資金」を創設し金融支援を実施します。

記

① 令和元年 8 月豪雨災害復旧資金の創設

融資限度額	3,000 万円（市町長が証明する被害金額の範囲内）
資金の用途	災害復旧を行うために必要とする設備資金及び運転資金
貸付利率	年 0.9%
保証料率	年 0%（県が全額負担）
貸付期間	10 年（据置期間 1 年）
必要書類	保証申込書、受付機関の意見書、市町長の発行する罹災証明書（被害証明書）、設計書・カタログ及びその見積書、最近 3 期の財務諸表（付票を含む）
受付期間	令和元年 8 月 28 日から令和元年 12 月 27 日まで

② 既存借入金に係る弾力的な取扱いの要請

県内の金融機関に対して、中小企業者の既存借入金に係る弾力的な取扱い（返済条件の緩和等）を行うよう要請を行います。

【お問い合わせ先】

- ・佐賀県信用保証協会（0952-24-4342）
- ・最寄りの金融機関
（佐賀銀行、佐賀共栄銀行、佐賀信用金庫、唐津信用金庫、伊万里信用金庫、九州ひぜん信用金庫、佐賀西信用組合、佐賀東信用組合、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、親和銀行、長崎銀行、筑邦銀行、大川信用金庫、横浜幸銀信用組合）
- ・最寄りの商工会議所、商工会（組合にあっては、佐賀県中小企業団体中央会）
- ・県経営支援課